

1月1日から 医療保険制度が 国保 変わりました

1 高額療養費の自己負担の限度額

一 般	63,600円 + (医療費 - 318,000円) × 1%
住民税非課税世帯	35,400円 (従来通り)
上位所得者 (標準報酬月額56万円以上)	121,800円 + (医療費 - 609,000円) × 1%

ここが
新しい!!

2 入院時の食事代の自己負担額

一 般	1日 780円 (従来 760円)
住民税非課税世帯 ※1	1日 650円 (90日までの入院) / 1日 650円 (90日を超す入院) ※2
住民税非課税世帯等で老齢 福祉年金を受けている方	1日 300円

ここが新しい!!

※1 住民税非課税世帯等の方は、申請によって市区町村が交付する「標準負担額減額認定証」が必要です。

※2 過去12か月の入院日数。

3 海外療養費 <新設>

仕事や観光で海外に滞在している間にケガや病気で治療を受けた場合でも、国内での給付相当分の給付が受けられるようになりました。



老人保健

70歳(一定の障害がある場合は65歳)以上の高齢者が老人保健により医療を受けたときは、一部負担金を負担します。

* 外来のとき

診療所

▶ 診療所によって次のどちらかになります。

かかった費用の1割を負担

1日800円の定額負担

ひとつの診療所ごとに1か月に
3,000円までを負担します

または

1か月に4回までを負担します

薬を院外(薬局)で処方する診療所の場合

診療所と薬局で各々1割負担(それぞれ1か月に1,500円まで)
定額負担の場合は薬局での負担はありません。

病院

▶ 施設によって次のどちらかになります。

①ベッド数が200床未満の病院の場合 ②ベッド数が200床以上の病院の場合

かかった費用の1割を負担

かかった費用の1割を負担

ひとつの病院ごとに1か月に
3,000円までを負担します

または

ひとつの病院ごとに1か月に
5,000円までを負担します

薬を院外(薬局)で処方する病院の場合

① 200床未満の病院

病院と薬局で各々1割(それぞれ1か月に1,500円まで)負担

② 200床以上の病院

病院と薬局で各々1割(それぞれ1か月に2,500円まで)負担

* 老人訪問看護を利用したとき

▶ 施設によって次のどちらかになります。

かかった費用の1割を負担

1日800円の定額負担

1か月に3,000円までを負
担します

または

1か月に3回までを負担し
ます

* 入院したとき

かかった費用の1割を負担します。

(ただし1か月に負担する

上限額が決められています。)

	自己負担 限度額	入院時の食事代 (日数分支払います)
一 般	1か月に 37,200円まで	1日に780円
住民税非課税 世帯等 ※	1か月に 24,600円まで	90日までの入院は 1日に650円 過去12か月の入院が 90日を超えるときは 1日500円
住民税非課税 世帯等で老齢 福祉年金を受 けている方※	1か月に 15,000円まで	1日に300円

※に該当している方は「標準負担額減額認定証」が必要となりますので、担当窓口で申請してください。

◆ 高額医療費の支給

(同じ世帯で複数の高齢者が入院していて医療費が高額になったとき)

30,000円(住民税非課税世帯等では21,000円)以上の患者負担分を世帯合算して自己負担限度額の37,200円(住民税非課税世帯等では24,600円)を超えた分が、高額医療費として支給されます。